

島根海区漁業調整委員会事務局だより

第15期第16回島根海区漁業調整委員会が、令和2年10月26日（月）に松江市内で開催され、以下の議題について諮問等が行われました。

【議題】

- (1) 島根県漁業調整規則の改正について（諮問）
- (2) 知事許可漁業の制限措置等及び許可の有効期間について（諮問）
- (3) 島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（第6管理期間のクロマグロTAC）の変更について（諮問）
- (4) その他

委員会での検討結果は以下のとおりです。

(1) 島根県漁業調整規則の改正について（諮問）

漁業法改正にあわせて、水産庁が技術的助言として示す「都道府県漁業調整規則例」についても改正されたことから、本県の漁業調整規則を改正することについて知事から諮問がありました。

主な改正点は次のとおりです。

- ① 島根県漁業調整規則（海面規則）及び島根県内水面漁業調整規則（内水面規則）の一本化
- ② 大臣許可漁業の規定に準じた知事許可漁業の許可手続き等の規定の見直し
- ③ あわび漁業及びなまこ漁業の知事許可漁業化（新設）
- ④ 漁業調整規則で定める必要のない規定の削除等、規定方法の整理

審議の結果、原案どおりで異議の無い旨の答申をすることになりました。

(2) 知事許可漁業の制限措置等及び許可の有効期間について（諮問）

改正漁業調整規則に基づき、「制限措置」（漁業種類、馬力数、操業区域、漁業時期等、従来の「許可内容」に相当する事項）及び許可の有効期間等を定めることについて知事から諮問がありました。

諮問のあった内容は次のとおりです。

- ① 制限措置の内容
 - ア. 継続許可漁業（これまで自県漁業者等に許可していた漁業）
⇒従来、漁業者に許可していたものと同様の内容で定めたい。
 - イ. 新設漁業（あわび漁業、なまこ漁業）
⇒従来からの漁場利用を維持する内容で定めたい。
- ② 5年より短い許可の有効期間を定める知事許可漁業
 - ア. 許可の有効期間を3年としたい漁業
⇒島根県と鳥取県との間で相互に許可にしている漁業（「中海及び境水道における漁業の許可等に係る確認書」第1条に掲げる漁業種類）
 - イ. 許可の有効期間を1年としたい漁業（新設漁業）

⇒あわび漁業、なまこ漁業

ウ. 漁業調整上の理由から同一の漁業種類において、各許可受有者の許可の有効期間を同一の期日にするために短縮する場合

⇒新たな操業ルールの設定といった漁業調整上の理由により許可の有効期間を統一しておくことが適当と認められる場合には、申請者の同意を得たうえで、必要な限度において、短くすることができることとしたい。

審議の結果、原案どおりで異議の無い旨の答申をすることになりました。

(3) 島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（第6管理期間のクロマグロ TAC）の変更について（諮問）

クロマグロの資源管理については、第5管理期間（平成31年4月～）から都道府県間、大臣管理漁業間及び都道府県と大臣管理漁業の間で配分量の融通が可能となりました。

このたび、県内漁協に対して配分量の融通についての要望調査を実施したところ、大型魚0.3トン（抛出）と小型魚0.3トン（追加）の交換の要望があり、水産庁の仲介により配分量の融通に係る協議が整い、要望どおり、国の基本計画が変更されました。

国の基本計画変更に伴う県の管理計画の変更について審議され、審議の結果、原案どおりで異議の無い旨の答申をすることになりました。

クロマグロの第6管理期間（令和2年4月～令和3年3月）における漁獲可能量（島根県知事管理分）の概要

第6管理期間の知事管理量		
小型魚（30kg未満）	107.4トン〔うち2.9トンを留保枠とする〕	
大型魚（30kg以上）	33.9トン〔うち1.2トンを留保枠とする〕	
採捕の種類	小型魚（30kg未満）	大型魚（30kg以上）
定置漁業	30.2トン	32.7トン
くろまぐろ承認漁業	73.3トン	
その他の漁業	1.0トン	

(4) その他（報告）

海区漁業調整委員会委員の候補者募集の結果について報告しました。

島根海区（定数15人）

- ① 漁業者委員又は漁業従事者委員（定数11人に対し、15人が申込み）
- ② 学識経験委員（定数2人に対し、3人が申込み）
- ③ 中立委員（定数2人に対し、3人が申込み）

お問い合わせ：島根海区漁業調整委員会事務局 TEL 0852-22-5950